別記第四十号様式(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式)(第四十一条関係)

洋上投票

【必要事項記載部分】

1．指定市長村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

②この用紙を船長又は船員に交付した年月日

年　月　日

③憲法改正案の種類

④船員の投票人名簿登録地市町村名

都道府県　　市町村　　(区)

⑤令第82条又は第82条の3に係る請求の別

第82条に係る請求　　第82条の3に係る請求

2．不在者投票管理者等の記載事項

①氏名(署名)

②指定船舶等の名称

③この用紙を船員に交付した年月日

年　月　日

3．立会人の記載事項

氏名(署名)

4．船員の記載事項

①氏名(署名)

②住所

市区町村

③投票人名簿登録証明書又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日

年　月　日

④船員手帳の番号

5．代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

(切り取り線)

【投票記載部分】

記載欄	
賛成	反対

〇注意

一　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を〇の記号で囲むこと。

二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を〇の記号で囲むこと。

三　〇の記号以外は何も書かないこと。

(切り取り線)



ファクシミリ送信時の
用紙の向き
(※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。)

【注意事項記載欄】

1　投票送信用紙の交付から送信までの手続

(1)　令第82条に係る請求の場合

①　この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。

②　投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

③　代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。

④　5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

(2)　令第82条の3に係る請求の場合

①　この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

②　船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。

③　投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

2　投票送信用紙の送信後の手続

(1)　令第82条に係る請求の場合

①　船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。

(2)　令第82条の3に係る請求の場合

①　船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。

3　出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第82条第7項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第61条第8項に該当する投票人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区)　(町)　(村)選挙管理委員会　印

備考

一　投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。

二　投票送信用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

三　二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。

四　投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

五　不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

六　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に、令第八十二条の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「２．不在者投票管理者等の記載事項」欄中「②指定船舶等の名称」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

七　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄中「③憲法改正案の種類」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。

八　投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。